

議案第32号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中川 幹太

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例（平成12年上越市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第143号を第144号とし、第120号から第142号までを1号ずつ繰り下げ、同条第119号ア中「第116号」を「第117号」に改め、同号イ中「第116号ア」を「第117号ア」に改め、同号ウ中「第116号イ」を「第117号イ」に改め、同号エ中「第116号ウ」を「第117号ウ」に改め、同号を同条第120号とし、同条第118号を同条第119号とし、同条第117号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第2項」に改め、同号を同条第118号とし、同条第116号中「第118号」を「第119号」に改め、同号を同条第117号とし、同条第115号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同号を同条第116号とし、同条中第112号から第114号までを1号ずつ繰り下げ、同条第111号ア中「第109号ア」を「第110号ア」に改め、同号イ中「第109号イ」を「第110号イ」に改め、同号を同条第112号とし、同条第110号を同条第111号とし、同条第109号アの表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同条第110号とし、同条中第104号から第108号までを1号ずつ繰り下げ、同条第103号中「第101号」を「第102号」に改め、同号を同条第104号とし、同条第102号中「第106号」を「第107号」に改め、同号を同条第103号とし、同条第101号中「第103号及び第104号」を「第104号及び第105号」に、「第99号の表」を「第100号の表」に改め、同号を同条第102号とし、同条第100号を同条第101号とし、同条第99号の表中「第102号の表」を「第103号の表」に改め、同号を同条第100号とし、同条第98号を同条第99号とし、同号の前に次の1号を加える。

(98) 大規模の修繕又は大規模の模様替における建築物の敷地等と道路との関係に関する制限又は道路内の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき2万7,000円

第5条第1項第2号ア中「第2条第113号」を「第2条第114号」に改め、同号イ中「第2条第114号」を「第2条第115号」に改め、同号ウ中「第2条第115号」を「第2条第116号」に改め、同号エ中「第2条第137号」を「第2条第138号」に改め、同号オ中「第2条第138号」を「第2条第139号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。